

令和4年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R5.3.6	R5.3.22	1 令和4年12月28日付4監総第818号により「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」の監査実施に際して用いられた資料一切 2 1について監査委員の勧告に基づき小池百合子都知事が地方自治法第242条第9項の規定に基づき講じた措置に係る資料一切				1											当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、同条第4号により、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報、及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。 また、同条例第18条第2項により、公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課
2	R5.3.6	R5.3.22	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査」に関して作成し、または取得した公文書のすべてと、 当該監査における監査委員の勧告に基づき講じた措置に関して作成し、または取得した公文書のすべて（同請求者がこれまで請求した文書と同一のものは除く）				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
3	R5.3.20	R5.3.24	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件」の住民監査請求について、監査委員の合議に関する議事録、資料、その他関係文書一式。				1					1			1			当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。 また、同条例第18条第2項により、公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課